

- 2012年度決算について審議する決算特別委員会が10月3日から始まりました。10月28日、知事総括質疑がおこなわれ、ばばこうへい議員、まえくぼ義由紀議員が質問に立ちました。質問と答弁の概要をご紹介します。

ばば こうへい知事総括質疑 1

まえくぼ義由紀知事総括質疑 5

豊田府議の「思想犯」発言 10

ばば こうへい (日本共産党・京都市伏見区) 2013年10月28日

Xバンドレーダー基地配備における環境影響調査について

【ばば】 日本共産党のばばこうへいです。まず初めに米軍レーダー基地等の問題などについて伺います。

経ヶ岬への米軍レーダー基地の設置について、知事が協力を表明したことは非常に重大なことだと考えている。知事の表明以降も、アメリカ国内でのXバンドレーダーの訓練の際に作成された、環境への影響に関する報告書のなかで、発電機でのジェット燃料の使用、こうしたものによる影響、冷却水などの排水などによる影響など、新たな問題が次々と出てきています。この報告書の中身について、総務常任委員会、決算委員会での書面審査でも、「承知をしていない」との答弁がされている。しかし、地元の住民の皆さんにとっては、どれもきわめて重大な問題です。そこで伺いますが、この報告書について、国には当然確認をされていると思うが、国からはどのような説明がされたのか。また、知事はどのように考えているのか明らかにしていただきたい。

【知事】 Xバンドレーダーについては、この報告書はマーシャル諸島における実験の際の報告書とうかがっているが、ジェット燃料を使用するTPYレーダーの発電機ではなくて、ディーゼルエンジンの発電機を使用するといった記述もあるので、現在、府から防衛省に対して説明を求めている。現在、防衛省から報告書の詳細についてアメリカに確認されている。ただ、実際に車力の方では、ディーゼルの発電機ということになっている。

【ばば】 正確なところは今、アメリカに確認しているということだが、こうした問題がまだわかっていないということ自身が、地元にとっては非常に大きな問題だと思う。協力表明された根拠そのものが大きく揺らいでいる、という様に考える。明確な回答が得られないのであれば、協力表明に関しては撤回するべきだと思うがどうか。

【知事】 今、答えたように車力の方でもディーゼルエンジンですし、あとは東北電力からの直接電力を使っている。われわれについては、排ガスも含めて、これは当然そうしたものができたならば調査対象になるので、しっかり確認をしていきたいと思っている。

【ばば】 何もわかっていない、という現状のなかで、知事が言ったように「安心安全の確認がされた」ということそのものが揺らいでいるのではないかと私は言っている。次々に出てくるこうした問題、懸念も含めて、住民の皆さんの安心安全は保障される、と言われながら、「軍事機密」であったりとか「アメリカとの関係がある」、さきほどいわれたように「アメリカに今、問いあわせている最中である」、こんなことばかりでまったく

明らかにされない。こうしたことが、地元住民の皆さんの大きな不安や怒りになっています。

オスプレイのあいば野演習での飛行ルートに関する事前説明について

そこでもうひとつお聞きしますが、饗庭野での日米合同演習で住民の反対の声を押し切って、オスプレイの訓練参加が強行されました。地元自治体からは要望を出されていましたが、オスプレイの飛行ルートについて事前もしくは事後において、その詳細は明らかにされたのか。

【知事】 飛行ルートの説明について事前にはなかったもので、訓練当日、担当職員がオスプレイの乗務員の米海兵隊員に直接質問するなかで、だいたい岩国飛行場から直線的に飛行してきた、との概ねの飛行ルートの説明を受けましたが、国からは正式な説明がないので、日米協同訓練終了後、担当部局から防衛省の近畿中部防衛局に抗議をおこなった。この点については滋賀県でも同様に説明がなかったことから、今後も引き続き事前に知らせていただくよう、関西広域連合を通じてもあらためて要請していきたいと考えている。

【ばば】 回答がなかったということだが、本府への申し入れに関しても、本府が直前に申し入れた、申し入れに関して、防衛省の回答を見てみても、地元の住民や自治体の声に、まったく耳をかさない、まったく背をむけるような態度というのがまさしくあらわれていると思う。アメリカと一緒に政府がこういう態度を一緒にとる、これが今の日米両政府の態度ではないかと思う。こんな状況で、どうしてアメリカのレーダー基地の設置に関して住民や府民が「安心安全が確保された」と、こんなことをいくら繰り返したところで、この言葉を信じることはできないのではないかと思うが、知事はどう考えるか。

【知事】 私の回答をよく聞いてほしい。われわれはさきほど言ったように青森県の現地と事例を確認して、ジェット燃料は使われていないことを確認して、そのなかでさらにこれからもっと確認していくと言っているし、今回のオスプレイについても、事前に海兵隊員に聞いて直線的なものだという説明を受けた概要だからということをやっている。回答をよく聞いて、書いたものを読むじゃなくてしていただきたいと思う。そのなかで今の場合、これは米軍レーダーの場合は、われわれはしっかりと防衛省と協定を結んだなかでの話である。それに対してオスプレイのほうは申し入れたけれども、守られていないという状況であるので、かなり状況によって違うので、それを全部一緒にするのは私はちょっとおかしいと思う。

地元の住民や自治体の声に答えない日米両政府 協力は撤回を

【ばば】 姿勢の問題だと思う。車力のことで確認したというけれども、じゃあ京丹後ではどうなのか、ということとは全く確認できていないわけですね。こうした状況のなかで米軍と政府が一緒になって、こうした約束事も守らない。聞いていることにたいしても答えない。こんな姿勢では住民の皆さんの安心安全が確保できると言えないじゃないかと思う。知事がいくら協力を表明されても、地元では大きな怒り、不安の声が大きくなっている。地元で今、環境調査を求める新たな署名が取り組まれているし、12月15日には現地であらためて集会がおこなわれる。こうしたことが決まっている。新たな問題が次から次に出てくる中で、住民が求める環境調査もそうだが、あらためて知事の協力表明はしっかりと撤回すべきと思うし、府民の安心安全について、知事としてその役割をしっかりと果たしていただきたい、このことを強く求めておきたい。

本府の「正規雇用の取組」と知事の認識について

【ばば】 次に、青年雇用、特にブラック企業についてうかがう。

10月20日に東京の明治公園で開かれた全国青年大集会が開かれた。全国の青年が「まともな仕事、人間らしい暮らしを」と大きな声を上げたが、この集会に向けて、京都の青年が雇用アンケートに取り組んだ。アンケート結果を見たが、「ハローワークでどんどん求人を出して正社員を採用するが、仕事がきつくその多くがどんどんとやめていく」、こうした青年の声。「採用時に『3年でやめていい』」。こんなことを明確に言われたという青年もいる。「有給が取らせられない」。こんな声は当り前に広がっている。異常な働き方の実状がアンケートからまさしく浮かび上がっていると思う。

このように、青年雇用の中では、非正規はもちろん、正規の中にまで異常な事態が広がっている という様

に私は考えている。総務省が発表した就業構造基本調査でも、正規雇用と言われる中に「実は契約期間の定めがある」と回答されている方や「期間の定めがあるのかもわからない」、こんな回答をされている方が256万人もいることが報告されています。総務省の調査の結果が示しているのは、まさに正規雇用にまで大きく雇用の崩壊が及んでいること。このことがブラック企業の社会問題を新たに生み出して、大きくしている、こうしたことを示しているのではないかなと思う。

本府でも事態はきわめて深刻です。伏見区のある青年から話をうかがった。「派遣という働き方は、仕事の選択肢を増やしてくれる、こんな風に思っていたけれども実態はちがっていた。ただ単に使い捨てにされるだけだった」。こんな風に切実な声をうかがいました。本会議でも私たちは取り上げてきたNEC関連企業であったりロームのなかでは、リストラ部屋や退職強要、ととれる事態が広がっている。こうした中で現状の是正こそ私は必要と考える。本府は正規雇用の3万人の目標を掲げた。ここまで雇用の崩壊が進む中で異常な雇用の在り方そのものを是正こそが、あわせて求められると考えるが、知事の認識はどうか。

【知事】これはやはり、誰もが安心して働ける労働環境を確保される、これはやっぱり一番大きな重要な点であるので、法律については労働法令の順守と指導監督の強化と、労働局を中心に権限を持ってやっているわけですから、それに対して法令を守るようにと要請をしているところであります。

その上にたちまして、京都府として何ができるかということ踏まえて私どもとしては、4年間で正規雇用3万人創出を新たな目標としてしっかりと取り組んで行きたい。

ブラック企業対策チームを立ち上げ 労働局と連携を

【ばば】労働局が中心になって取り組んでいるとの話はなしです。ブラック企業が社会問題になっているが特徴としては量採用、大量解雇を繰り返すことが挙げられる。こうした労働者を使い捨てにして食べ物にしていく、こうした企業というのはやはり根絶をしなければならぬ。知事こうした中で国が労働局が中心になってと言われたが、国が先ずその役割を果たすのはいうまでもない。

我が党は国会のなかで、ブラック企業の根絶に向けて労働基準法の改正案を提案しました。

しかし、問題は極めて深刻だと先ほど説明した。今雇用が崩壊してブラック企業という社会問題が改めて大きく浮き彫りになっている中で、本府が果たす役割は求められていると思う。実態の把握と、問題の解決、この対応を進める特別な対策チームを労働局と一っしょになって本府でも立ち上げていくことが必要ではないかと考えるがどうか。

【知事】これは犯罪に対して、警察と一っしょになって犯罪捜査を行えという話になるわけで、それは守秘義務の問題から全部あるわけです。だから我々ができることは、企業の応援隊に入ったり、また、さまざまところでやっていく中で、気がついたらこれはきちっと労働局に連携をしたりまた、企業に対して改善を要望したりという形をとっている。そして、その上で就業に対しても正規雇用3万人を目指しているわけです。労働局と同じことをやれというのは無理がある。

【ばば】労働局と同じことをやれと言っているのではない。労働局と一っしょになって、今起こっている社会的な問題、これ重大ですから、この問題しっかりともう起こらないようにしていく、根絶していくために本府としてもその役割をしっかりと果たして行かなければいけない、このように言っているわけです。

その点は、ねじ曲げて捉えるのではなくて正面からしっかりと捉えていただきたいなと思います。

雇用のあり方、これしっかりと確保していくのは将来においても持続可能な社会発展を目指していくためにも絶対不可欠なものです。技術継承していくためにも大切な問題です。建設業であったり伝統産業の中でも、もうすでに後継者であったり技術者、こうしたものの不足が深刻な問題になっています。正規雇用を含めたこの雇用の異常なあり方をしっかりと是正をしていくためには、雇用の目標、数の目標だけではなくて大企業に対して、たとえば内部留保活用進めて賃金の底上げ図っていくこのことを求める。または特別のチーム、対策チームしっかりと立ち上げて対策を図っていく、こうしたことが強く求められているしこの対策は本府に課せられた役割だと思うので認識していただきたい。

旧与謝の海病院・府立医大の北部医療センターの医療体制と医師確保について

【ばば】 質問の最後に、北部医療センターについて伺います。

北部医療の拠点として、府立医大の北部医療センターになった旧与謝の海病院ですが、住民が要望し続けてきた脳外科の体制など、計画と現実との間に大きなギャップがあることが書面審査の中で明らかになりました。

府立医大の学長さんからは、脳外科の緊急手術については、医師などの人員も手術室などの設備も整っていないので、手術が必要となれば他の病院へと搬送していると報告されました。

脳外科の体制強化を望み、「府立医大の附属病院になればすべてがうまくいく」かのような説明に期待していた地域の皆さんの願いとは異なる実態です。

医師不足についても、地域医療学講座の教授として、全国的にも有名なスーパードクターを呼んでくれば医師も集まってくる。そんな話もされていました。しかし、地域医療学講座についても、大学の学内報で募集の停止が発表されています。書面審査の中ではこのことについても、大学間で医師の取り合いになっている、医師の確保もあと1～2年はかかると報告されました。

まさに当初言ってことと、今大きく異なる現状がひろがっているわけだが、地元の自治体や住民に対しては、しっかりと説明などはされているのでしょうか。

【知事】 北部医療センターの診療体制についてですが、すでに外来患者は昨年に比べて、今年の9月末で1300人増えています。また、地域医療機関への医師派遣が年間のべ2200日以上で、昨年度の約5倍程度だ。数字的にはハッキリでている、いろいろとあげつらってらっしゃるわけだが、最初から申し上げているように脳外科について緊急手術ができるといっているのではなくて、決算委員会の回答みていただくとわかるのですが、週3日の外来診療を4日に拡充すると、答弁している。それをばば委員は北部医療センターに反対だったわけですが、期待はしてなかったと思うが、期待されているというのであれば我々はそれに対してまず第一段階とすれば期待に応える数字は出している。そして地域医療学講座については、しっかりと先生を選ぼうじゃないかと、選考期間について少し時間をくださいと言っているわけで、まだ半年ですよ、医療センターができて、そのなかでこれだけ大きな成果をあげているのに、半年たってもきまらないじゃないか、これはちょっと今の医師不足の現状やそうしたものを考えれば随分無茶な話じゃないかと思います。

そうした中でこれからも医療センターにつきましても、女性病棟での開設、さらに医療機器の増設、こうしたものや中核病院としての役割を果たしているからこそ、外来患者も増え、医師派遣も増えている。これは状況というものをしっかりと評価したうえで言っていたきたい。

【ばば】 今地域の住民のみなさんのなかで問題になっている、脳外科医、緊急体制で体制を確保してほしいと、ずっとあげられてきたわけです。この願いに応えられない現状が広がっている。このことはしっかりと受け止める必要があると思う。やはり説明と違っている中で改めていい気のみなさんに対して、説明をされるということが必要ではないか。脳外科医を含む医療体制であったりとか、設備、医師確保の問題など北部は厳しい現状というのは何も変わっていない。こうした現状があるわけでこの状況をしっかりと改善する、そのことは知事に課せられた責任だと思う。知事が責任を持って今の北部の家用体制含めて今の現状しっかりと改善していくように、脳外科医の確保、総合診療医の確保、病院の整備こういったものをしっかりと進めていただくことを強く要望して質問を終わります。

知事総括質疑

台風18号被害と被災者支援について

【まえくぼ】日本共産党のまえくぼ義由紀です。まず、台風18号被害と被災者支援についてお聞きします。台風18号など、重なる台風で被災されたみなさんに心からお見舞い申し上げます。

府管理河川の危険箇所改修へ河川改修予算確保と整備計画見直しを

【まえくぼ】昨年の南部豪雨災害で宇治市の弥陀次郎川、今年の台風18号災害では園部川の堤防が決壊し大きな被害を及ぼしました。いずれも府の管理河川であり、危険箇所が認識されながら改修が遅れてきたという点でも共通しています。

府管理河川の整備率は全体で約35%程度と極めて低く、河川改良費は、最終予算でみると平成10年度約233億円から平成23年度約81億円と減少し続けており、河川改修の遅れにつながっているのではないかと思います。南部豪雨、台風18号災害等毎年のように災害が発生していることから、思い切った河川改修予算の確保と、30年を目途とする河川整備計画をこの際見直していくべきだと考えます。危険箇所の解消等急ぐことについて知事の認識をうかがいます。

【知事】平成10年度の233億円は、これはちょっと数字的にはとびぬけた数字なので、たぶん120～130億というところが平均ラインで、それがやっぱりかなり減っているというのが現実だと思っております。

これは、河川改修の大宗を占めているのは補助事業であり、その財源である国の治水関連予算が減少していくなかでこういうかたちになっているというのはご理解いただきたいというふうに思っています。その点から、私も知事会も社会資本整備をきちっと進めるべきではないかということ去年知事会を通じて提案をさせていただき、それが安倍政権になりまして強靱化ということでご理解をいただき、おかげさまで公共事業が増えまして、本年度は14カ月予算で昨年度比約1.7倍の河川改修費を確保することができましたので、こうしたものをしっかりと使って治水対策に全力をあげて取り組んでいるところです。また、今回の台風18号に対応するために直ちに災害復旧に必要な予算を9月議会でお認めいただきましたので、こうした点もやっています。

ただ、私は、やっぱりそれだけではなかなか河川改修は進まない現状もありますので、同時に国に対しましても、また、国土の強靱化という観点から防災は重要であるのでぜひとも防災の新しい交付金制度を創設いただきたいということを今、要請をしているところであります。今後とも必要な予算確保にむけて国に対しても要望を行いながら治水対策の推進に万全を期してまいりたいと思っております。

【まえくぼ】本府の30年計画による河川整備計画の見直しも必要だということを指摘しましたが答弁がぬけております。

府の予算が、だいたいこの間9,000億円前後で推移している中で、河川整備の予算がやっぱり下がり方が大きいと思うのです。国の補助の問題もありますけれども、その分は府も努力をしてこの際カバーをして独自の努力も必要です。やはり、30年計画の見直しなどが必要だと思うのです。

【知事】たぶん9,000億円の中で増えているのは社会保障・社会福祉関係の経費なんですね。ここからある時から公共事業、建設費と社会福祉費が途中でクロスをして社会福祉費が増大していく。そういう社会福祉と建設の中でやはり、単独でやっていく分が非常に苦しい部分があるのはご理解いただきたいと思いますが、今いいましたように新しい交付金も含めてがんばっていかねばいけません。

河川整備計画につきましては、確かに20年～30年というのが目安になっているのですが、やはりこうした緊急の事態では、20年～30年は待てないという声が大変多い。したがって、台風23号の水害の時も私どもは大手川の改修は緊急の形でおこないまして、今回も台風18号の時は大手川は全くびくともしない状況ができた。残念ながら逆に、由良川の場合は10年改修、これは30年、20年を10年まで緊急水防災でもっていったんですけれども、まだ改修年度がですね来年度であったということが今回引き起こした一因にはな

っていると思いますので、私どもはやっぱり緊急性に鑑みてこうした河川の整備計画を必要に応じて見直していきたくて考えているところであります。

【まえくぼ】その点は本府の努力で整備計画の見直しというのはできることですから、努力していただきたい。

先ほど、政府の方でも社会資本整備の公共事業等の予算が増えた、国土強靱化ということでもありますけれども、こうした予算が、例えば人が乗らない新幹線だとか、車が走らない高速道路を重点的に通すということにならないように、やはりこれはこれで国にしっかり河川改修等とくらし、防災関係に投入するように求めています。要望しておきます。

大型台風・豪雨に対応し、ダム予備放流・操作規則の見直しを

【まえくぼ】次に、台風 18 号による長時間の降雨により、天ヶ瀬ダム、大野ダム、日吉ダム、高山ダム等が満水になり、ダム越水を避けるぎりぎりの操作が行われました。しかし、台風接近が数日前から予測されていたわけですが、ダムの予備放流が今回行われていなかったということが報告されました。

私の地元の天ヶ瀬ダムでは、ダム完成以来 49 年間で初めて非常用ゲートが開けられ、毎秒 1150 トンもの大量放流が行われました。宇治市民約 6 万 2 千人に避難指示が発令されました。宇治川のかつてない水位上昇の結果、堤防から漏水の痕跡は無数に生み出されております。堤防の決壊を防ぐ「月の輪工法」が実施された箇所も数か所あります。

通常台風接近等の場合には、ダムの水位を下げるための事前放流を行いますが、今回は実施されなかったという点で、国土交通省淀川ダム統合管理事務所は、「天ヶ瀬ダム流域の降雨量の予測値が小さく予備放流が必要ないと判断した」としてはいますが、私は判断を誤ったのではないのかというふうに思っております。天ヶ瀬ダムの下流域に浸水被害、宇治川堤防決壊の危険がありました。こうなれば甚大な被害になるというわけですから、これは見過ごすことはできません。この点についての知事の認識をうかがいます。

【知事】天ヶ瀬ダムの事前放流ですけれども、これは洪水期において水位が予備放流水位を超えている場合に洪水調整等を行う必要が生じると認められた時は、水位を予備放流水位に低下させるためにダムから放流をおこなうということが定められているわけなのですが、今回の時は、いくつか検証をしていかなければならない点があると思います。つまり、台風 18 号では貯水位はダムの最高水位には達していないんですよね。そういう中で放流が行われているというのは、向こうの方も一応、下流の状況を見ながら放流をしたというふうに思っているのですが、今回は越水とかそういうのはなかったわけでありまして、そうした判断自身のあり方も含めて検証はしていただきたいと思っております。

ただ、やはり宇治川流域の水害対策には天ヶ瀬ダムの果たした役割は大きかったというふうに考えているところでありまして、日吉ダム、大野ダム、畑川ダムみんな大変な役割を果たしたことをご報告したいと思えます。

【まえくぼ】治水効果がなければダムの必要性は全くないのです。ある以上治水効果を最大限発揮するということが求められているということを私は今聞いているわけです。あまり、よけいなことは言わないでください。天ヶ瀬ダムの有効容量は 2,000 万トンあるんです。この量というのは琵琶湖の水位 3 cm くらいです。ですから琵琶湖と天ヶ瀬ダムの操作というのは十分連携してやれば、私はもっと有効活用できる、治水安全度を高めることができるというふうに思っております。この点は指摘しておきたいと思えます。

ダムについては、発電容量だとか利水容量といった水を確保しておかなければならないが、今回のような尋常でないような大雨が長期にわたって降るという場合は、ダム操作そのものも私は見直しの対象になっていかなければならないと思えます。そういった意味での検証を求めておきます。

ダムの操作については、昭和 39 年の河川法によって基本的なマニュアルがつくられたということでありまして、それ以来 50 年間も経過しております。気象庁による気象等の予報もその間相当精度が上がっていると理解しますし、ダム容量の範囲内で最大の治水効果を果たす役割を発揮すべきと思うのですが、ダムの操作の検証について、操作規則の見直しという点について知事の認識をうかがいます。

【知事】操作規則の見直しですが、天ヶ瀬ダムについては洪水調節機能を発揮したものと考えておりますけれども、確かにかなり状況が違っている、雨の降り方が違っている、まずはそれに応じた形で操作というものを見直していただきたいと思っております。しかし一方で、例えば、最低水位のようなものが、大野ダムでもダムの構造と絡んできている部分もあるようでありますので、そういった点も含めましてしっかりと検証していくように求めていきたいと思っております。

【まえくぼ】ダム操作の検証はしっかりやっていただきたいと思っております。

被災者住宅再建支援事業

大規模災害に限定せず、全ての災害の被災者に等しく支援を

【まえくぼ】それでは、被災者支援問題についてうかがいます。国の生活再建支援制度が非常に限定的な上に、本府の被災者住宅再建支援事業は、被災者生活再建支援法の適用される大規模災害にしかこれまで適用されてきませんでした。府の制度を実施したことは一歩前進ですが、この間、いろんな災害、風水害が毎年起こっています。20戸、30戸それぞれ年度によって違いますが、そういった災害には何の支援策もないということがあります。この点については、府民の被災について等しく被災者に対する支援制度として拡充していくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

【知事】全ての災害と申しますとですね、それこそ交通事故から火事まで、この災害は風水害は何故いいのか、逆に全く突然襲われたような通り魔みたいな話のときはどうなのか、これはいろいろな問題がありましてね、その中においてたぶん、風水害のものについては全ての災害に適応するというよりは、一定の常識を、ある程度想定を超えたような災害で広範囲になっていく。こうした場合には、そのコミュニティーだとか集落自身も維持機能も失われてしまいますし、地域としての回復も非常に難しいんじゃないか、こういうときはやっぱり公的な役割を果たさなければいけないんじゃないかというのが被災者生活再建支援制度だというふうに思っております、そこらへんは確かに線引きというのはできるだけ広ければ広いほどいいんですけども、やっぱり相場感があるんじゃないか。それは財政的な問題も含めて我々は考えていなければなりませんので、その点から申しますと被災者生活再建支援制度を今は補う形で、その行き届かない点を我々としてはしっかりやり、被災者再建支援制度の拡充をのぞんでいくという対応をとっているところでありますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

【まえくぼ】昨年の南部豪雨前の直前の7月15日の大雨では床上浸水が44棟発生しています。本年も台風18号以前7月8日の大雨で床上浸水12棟が発生しています。ですから、やはり被災された府民のみなさんは、どういう風水害による災害であっても生活再建をしていく、あるいは地域的に何十個か床上浸水したと、この地域コミュニティーを守っていくという点では、やはり今の制度を一歩前進させて拡充していくということが求められているということを指摘しておきたいと思っております。

この点では、岩手県が小規模災害でも適用する制度をつくっていますし、滋賀県も一応恒久的の制度を検討するというようになっておりますので、これらを参考にさせていただきたいと思っております。

被災した中小企業の再建支援の恒久化を

【まえくぼ】次に、昨年の南部豪雨災害では実施されなかった中小企業の再建支援について、今回、被災された事業者の生産設備の更新、あるいは機械等の修繕に対し支援することになった。これは前向きの措置であります、今回限りとせず拡充が必要ではないかと考えますがいかがですか。

【知事】まあ、本当はできればですね、こういう制度は一回限りのものにしておきたいと。あんまり毎年激甚災害みたいなものがこられてしまつては、本当に京都はもたないんじゃないかというふうに思っております、最近の災害発生状況を憂っているわけでありますけれども、私どもとしましては、やはりその災害によって地域全体の産業がどうなつたのだろうか、そしてその中においてこれから再建をするために何が必要かということ判断していったわけでありまして、今後もそういったものがある程度視野においた形で制度というものをつ

くっていきたい。今回、この規模のものにおいては、これをやったわけでありますから、それはこれからこういう規模のものがあんまり起きてほしくはありませんけど、また起きた時は当然おこなっていくという前提だと思っております。ただそれがもうちょっと低かった時にどうするかっていう問題も含めて、それは大きな検討課題にさせていただきたいというふうに思っております。

【まえくぼ】被災者のみなさんの声をしっかり受け止め、拡充へ検討していただきたいと要望しておきます。

削減してきた振興局・土木事務所の配置見直し、技術職員等の増員を

【まえくぼ】次に、人員体制の問題です。広域振興局や土木事務所の職員の削減というのが、災害対応で深刻な影響を与えております。とくに土木事務所の職員数は2002年から2013年対比で、104人の減員、そのうち技術職員は48人も減っています。災害対応への影響についてしっかり検証していただきたい。

また、14か月予算や災害復旧、公募型公共事業の追加など業務量が増えております。事業の民間丸投げ、コンサルの多用、まとめ発注、現場監督業務の民間化など、しわ寄せがきてそういう対応が行われております。振興局・土木事務所の職員配置の見直しや技術職員等の思い切った増員が必要だと考えますがいかがですか。

【知事】確かにこの広域振興局の組織体制ですけれども、46人減ったっていつでも、京北町の関係が無くなったとか、それから住宅供給公社へ移転したというのが4割くらいありますので、そこは考えていただきたいと思えますし、その中で実は今も東日本大震災の被災県に13名の職員を派遣しているというような事情もありまして、その中で大変厳しい状況が生まれているというふうに考えております。このために私どもとしては、関西広域連合の構成団体からも9名の職員派遣を受けることにいたしましたし、同時に民間経験のある技術職員の増員、職員の前倒し採用といったようなことも行っているわけですが、今年はやはり、強靱化のもとにかなり公共事業を増やしましたし、東日本大震災でこうした形の人員というものがそちらの方に大きくシフトしておりますので、そう簡単にはやっぱり増えないという現実があります。そうなってきますとやはり、民間もきちっと活用して出来る限り府民のみなさんの需要に応えられるようにしていきたいと思えますし、やっぱり一番大切なのは長期的な目標をもってこれは整備計画なり府もつくっていきませんと、建設会社自身が今疲弊をしている状況がありますので、そういうことでもこれからも国に対して要請をしまいたいと考えております。

【まえくぼ】答弁がありました。要するに、あまりにも減らしすぎたという弊害が今できてきているということになります。長期的視野に立ってと知事がおっしゃるならば、こういう災害なんかも視野にいれた対応というのを、職員体制の上でもしていく必要があります。この点については求めておきます。

原発問題

再稼働に前のめりの安倍内閣に対し、「収束宣言」の撤回を求め、

福島原発の収束、汚染水対策に全力投球すべき

【まえくぼ】次に、原発問題についてお聞きします。

福島第一原発の放射能汚染水の問題は、極めて深刻であります。毎日のように「汚染水タンクから溢れだした」「パイプの継ぎ目から漏れていた」というようなことで、広がっております。東電の社長も「モグラたたきのような」ということで、決してコントロールされているということではないということを確認しました。

「放射能で海を汚染させない」ことを基本に、放射能汚染水の現状を徹底的に調査・公表し、非常事態という認識を共有すべきだと思います。「状況はコントロールされている」「完全にブロックされている」等の首相発言や政府の「収束宣言」これこそ汚染水深刻化の根本問題であり、直ちに撤回を求めたいと思います。

また、政府が原発再稼働に前のめりになっていることも問題です。汚染水問題解決のために、東電は、福島第一原発では1300人から1000人に被災対策人員を減らしています。一方で、原発再稼働に投入する人員は、柏崎刈羽原発で、1200人体制を維持している。こんなことになっているのです。私はそういう点では、持

てる人的・物的資源を集中して、この福島原発の収束、汚染水対策に投入していくべきだ。この点で大飯原発や高浜原発再稼働について、知事は政府に同調するような姿勢ですが、これについてはやっぱり撤回していく必要があります。福島原発の地層や地下水などの調査、実態把握こそ必要です。このために、規制委員会が、再稼働に人員を相当投入しているということですが、これをやはり変えていかなければならないと思うのです。

大飯原発や高浜原発等の原発再稼働を中止して、福島原発の収束に全力投球すべきだと思いますが、知事の認識を伺います。

【知事】 どのような人員をどういうふうにするという戦略的な話の前に、やっぱりこの問題は、原子力発電所は最終的に監督者である国に帰せられるものでありますので、損害賠償、除染、そして放射性物質に汚染された廃棄物等の処理、もちろん汚染水も含まれますけれども、こうした者については、国の責任のもとで、国が前面に立って行っていくべきものだと、これは私が会長をしております知事会で提言をさせていたところでありまして、国に対しましてはしっかりとそのことを求めてまいりたいと思います。

【まえくぼ】 国にしっかり求めてもらいたいわけですが、その前提となるのが、やっぱり福島第一原発の事故が収束したという、この姿勢を変えてもらいたいということ。それから、そういう立場に立ってこそ、人員・機材の投入を福島原発の収束に向かわせることができるのです。こういう意味で、大飯原発・高浜原発再稼働に前のめりになっている政府に追随して、本府がそういうことにならないように、これは知事の姿勢ですから、強く求めて私の質問を終わります。

豊田貴志府議(日本維新の会・山科区)の「思想犯」発言について

◇10月18日の決算委員会書面審査(教育委員会)で、豊田貴志府議(日本維新の会・山科区)が教員に対して「思想犯」との発言を行なった。我が党議員団はただちに「発言の取り消し」を求めた。正副委員長と幹事で協議が進められていたが、10月28日の「会議で議事録に残すこととなった。

◇京都府議会 9月定例会 決算特別委員会 教育委員会書面審査 質疑の概要
(議員団の責任で起こしたもので公式の議事録ではありません)

豊田 貴志(日本維新の会・山科区) 2013年10月18日

卒業式に国歌斉唱をしない教員について

【豊田】私、府会議員2期やらせていただきまして、高校の入学式、卒業式にお伺いさせていただきますけれども、そのなかで非常に気になることがあります。国会斉唱の際に教員の方で国歌斉唱を斉唱されていない方が非常に目立つと思います。隣の大阪ではこのようなことに対して、君が代条例という条例を制定してチェックしているが、本府ではこうした国歌を斉唱しない教員に対してどういった指導を行なっているのですか。

→指導部長 府立学校の国歌斉唱、卒業式等における行為ですが、学習指導要領が平成元年に改訂され、義務付け規定となったが、それより以前から、卒業式等における国旗掲揚、国歌斉唱については各学校を指導してきた。現在は式事態は平穩に維持されているところ。不起立の教員についてはほとんど見られないという状況だ。個々の教員が斉唱しているのかどうかということまでについては、個々に把握はしていないが、式が学校の行事として、厳かに行われるように校長には指導している。

【豊田】式が厳かに行われることは当たり前なんです。私は、教員の資質向上とかスキルアップとかかされている中で、国歌斉唱は基本だと思う。教育者として、これからのこの国の将来のための子どもたちを育成していくのに、自分の国の国歌も斉唱できないような教員に何が教えられるのだと。そら、英検がどうだとか、教育だとか、そんなもんその前の話だと思う。そういったことに対して、教育委員長は民間の考え方とか、いろんな教育の中立性とか、公益性とかいう点からどういうふうにお考えになられて、教育委員会では話題になってないのかなと疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

→畑教育委員長 委員ご指摘のテーマは、大変重要な課題だと思っている。私ちょうど教育委員にならせていただいて7年になるが、一年半くらい前だと思うが、委員会でそのことは議論にかかり、いろいろと喧々譁々させていただいた記憶がある。京都府内で事件が具体的にあったというよりは、他の都道府県でいろいろ動きがあるので京都府としてどう考えるのかという意思の確認とか、みんなの意見のやり取りというのをさせていただいた。委員がおっしゃる通り教育者としての基本というのは、国歌とか国旗の問題だけでなく、社会通念上あるいは一国民としてあるべき姿というのは確実にあるわけで、それ以上に教職員は教育行政の中立な立場にあつて、将来の子どもたちの教育にあたるわけですから、いまおっしゃるような意味で国歌国旗に対する敬意を表し、けじめのある態度で臨んで、子どもたちの指導にあたるべきだと理解している。しかしながら、逆にいいますとその日本国民は、一人ひとり内心の中の心情とか、価値観とか美意識とかそういうものというのは自由を保障されているわけですし、みんな同じように声を出して歌を歌わないと認めないというふうな極端な教義の解釈もまた危険だとある意味思う。私の実際、会社の中でもいろんなルールがあり、それに個人的に対応できない人に対しては、仕事に対してものすごい制約を与えたりせざるを得ないときもある。かといっても、みんなが歌えるか。歌一つドレミファソラシドというのは、みんなが歌えるかといっても歌だけはごめん、そういう人間はある。私自身は字が書けないのですけど、とても悪筆ですから字は若い人に書いてもらったりするわけで

すが、できないものはできない。しかしながら、社会生活を自分が社会人としてその責任を全うするためには、最低限のルールには従わないといけない。そこのけじめはとても重要だと感じている。

【豊田】 個人の問題というのは、これまで国会斉唱をめぐるいわれてきたことだと思うのです。しかし、教師という立場で、個人の価値観とか、個人の思いとか、個人の思想とかこういうことを入れていくべきではないと思うのです。基本的なことというのは、規範意識の低下というのは、生徒にいわれているなかで、教員の方にも規範意識の低下、これがまず第一歩やと、国会斉唱ができないことだと私は思っています。こういうことに対して、隣の大阪が良いかどうかというのは別として、京都でもしっかりと指導していかないとスキルアップだけでは、全然だめだと思います。

教員の政治活動というのは連綿と続いていて、ある特定の政党を応援している教員の方がこういった誤った方向で自分たちの考え方を主張しているという、ある意味これは「思想犯」ですよ。私から言えば。こういったことについて京都府として、しっかりと今一度国歌斉唱に対して、きちんとした形で議論していただきたいと要望して終わります。

(あと3人の質問終了)

■議事進行発言

さこ祐仁幹事（日本共産党・上京区）が「議事進行」をかけ、豊田議員の発言の取り消しを求めた。

○「思想犯」の発言について

【さこ幹事】 先程、「思想犯」という発言が、豊田委員の質疑でありました。これは教員の基本的人権と内心の自由を踏みにじる犯罪者扱いするものであり、発言の取り消しを求めるものです。

【豊田】 議会の中で私の思いを話ただけであってなんら問題ないと思います。

【小巻委員長】 ただいま迫委員から話があり、豊田委員からもはなしがありました。ただいまの議事進行についての発言は、委員長ならびに副委員長にお任せいただきたいと思いますので、よろしいですか。もちろん幹事も入っていただいて、それでよろしいですか。

これをもって教育委員会の書面審査を終了します。

「君が代」歌わないと思想犯?!

京都府議会 「維新」議員が暴言

特定政党を応援して
いる教員が「君が代」
を歌わないのは「思想
犯」と京都府議会で
発言した「日本維新の
会」の豊田貴志議員の
暴言が28日、議事録に
残ることになりました。
憲法が保障する思
想・良心の自由、内心
の自由を侵害し、教育
の自由・自主性を踏み
に「維新」の立場
を、削除を求めた日本
共産党以外の各会派が
追認しました。
発言は、決算特別委
員会の教育委員会書面
審査(18日)の質疑で
のこと。卒業・入学式
で国歌斉唱をしていな
い教員が目立つこと
で、大阪では「君が代」

強制条例を制定して
チェックしているとし
て、府の指導について
尋ねた際に「思想犯」
と発言しました。

日本共産党の追祐仁
議員が「教員の基本的
人権と内心の自由を踏
みにじる犯罪者扱いす
るものだ」と批判し、
発言の取り消しを求め
ていました。

28日開催の協議会
で、「議事進行をかけ
たことも残っており、
議事録から削除しな
い」とことを決めまし
た。

府民と共産党
策動許さない

前議員田代府議員長
の話 取り消しの求め
に応じず、反省もなく
戻置る「維新」に敵し
く抗議します。「君が
代」強制条例は、国が
定めた「国旗・国歌
法」さえ認めなかった
異常な強制で、昨年1
月の起立しなかった教
員への重すぎる処分は
違法とした最高裁判決
にも背くものです。京
都の「維新」は昨年、
「日本維新」との協定
で、大阪市で制定した
「職員基本条例」「教育
基本条例」「職員の政
治的行為の制限に關す
る条例」と同趣旨の条
例の制定を盛り込んで
います。その本質が今
回の発言に表れまし
た。時代錯誤の「維新」
の策動を許さないた
かいへ府民のみなさん
と力を合わせて奮闘し
ます。

しんぶん赤旗 2013年10月31日付